

第2号議案

令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

令和6年度事業計画（案）

1 事業実施方針

本会は、昭和46年に社団法人の認可を受け、平成24年4月1日には、公益社団法人栃木県栄養士会として新たにスタートし、今年度で法人設立から53年が経過し、公益法人としては13年目を迎えたところである。

人生100年時代を迎え、県においてはとちぎ健康21プランや保健医療計画等をはじめとする保健・医療・福祉の各種施策が推進され、全ての県民が健康で幸福な生活を送るために、様々な領域で活動を展開している管理栄養士・栄養士の果たす役割は益々重要なものとなってきている。

このため、本会としては、公益社団法人として社会的使命を果たすため、活動の担い手である会員増対策に取り組むとともに、会員の資質・実践能力の向上を図るため、研究発表の場としての栃木県栄養改善学会の開催や新卒・若手管理栄養士等のスキルアップにつなげる生涯教育研修の推進を図るほか、地域連携ネットワークの構築に向けた他職種との連携推進、災害時における支援体制の整備等を積極的に展開していくこととする。

また、県民の栄養・食生活の推進役として、人生100年フレイル予防プロジェクト事業や健康長寿とちぎづくり事業、糖尿病等生活習慣病重症化予防事業、福祉事業等について、県や市町、関係機関、関係団体等と連携・協力しながら積極的に実施していくこととする。

2 主な事業計画

(1) 公益社団法人にふさわしい体制と組織の強化を図る。

- ① 会員の維持確保と新規会員加入促進
- ② 支部及び協議会の組織の活性化
- ③ 総務部・事業部・県民サービス部の3部体制の活動強化
- ④ 会員の情報交換・資質向上対策
- ⑤ 栄養ケア・ステーションを核とした在宅訪問栄養管理等体制の整備
- ⑥ 災害支援体制の整備など新たな課題への取り組み
- ⑦ 他職能団体との連携強化

(2) 事業の充実と県民の健康に対する意識の高揚を図るため、県、関係機関、関係団体と連携・協力しながら次の事業を展開する。

- ① 栃木県、関係機関・団体等からの委託事業等について、事業の目的に沿った積極的な対応を図る。
 - ・食生活・栄養情報等相談事業
 - ・管理栄養士等資質向上研修会（行事名：栃木県栄養改善学会）
 - ・関係機関・団体等からの委託事業への対応
- ② 本会の自主事業として、以下の事業を推進する。
 - ・生涯教育研修の推進

キャリア形成を支援する生涯教育研修を、到達目標に沿った研修としてさらに充実した内容で実施する。

- ・専門性を高めるための各種研修会の開催

各支部、各職域協議会の研修会及び生涯教育振替単位認定研修を実施する。

- ・栄養ケア・ステーションの拡充及び連携強化

日本栄養士会の認定栄養ケア・ステーションは、本会が運営するほか、県内6事業者が認定を受けているが、県民のニーズに適切に対応するためには一層の充実・強化を図る必要がある。

認定栄養ケア・ステーション連絡会等を開催し、情報共有、連携強化を図り、各種事業を効果的に推進する。

併せて事業の円滑な実施のためには、活躍できる管理栄養士・栄養士の発掘、登録促進が重要であるため、潜在する管理栄養士等へ様々な機会を捉えてアプローチしていく。

- ・会報「栄養とちぎ」の発行

研修会の報告、支部・協議会便り、インフォメーションなど、会員への情報提供により、食と栄養をととした県民の健康増進に寄与する。

- ・外食栄養成分表示事業・献立作成事業

有料事業（手数料化）として実施し、外食栄養成分表示については食品表示法に基づく栄養成分表示への対応も含め具体的な対策を行う。

- ・管理栄養士・栄養士の無料職業紹介事業の推進

雇用環境の変化に伴う管理栄養士・栄養士の求人・求職内容の多様化に対応するため、管理栄養士、栄養士の無料職業紹介事業（平成19年12月1日厚生労働大臣認可、5年ごと更新）を引き続き実施する。

ラインを活用したプッシュ型の情報提供を新たに始めるとともに各種情報媒体を通じ積極的なPR活動を行い、企業や会員の利活用を促進し、管理栄養士・栄養士の雇用拡大、就業促進を図る。

- ・ホームページの利活用拡大

会員が活動を行う上で必要な情報や求人、知識習得のための研修会等の案内を適時適切に行う。また、県民向けの情報発信として健康増進に向けた食生活の情報や、レシピ等をわかりやすく掲載する。また、利用者が多いスマホ端末に対応したホームページづくりを推進するとともに、研修や求人などの最新の情報をラインを活用してよりタイムリーに提供していく。今後とも、見やすく正確な情報を迅速に発信し、会員はもとより多くの県民から利用されるものとしていく。

③ フレイル対策への取組強化及び関係団体等との連携強化を図る。

- ・「介護予防・フレイル対策」が国の健康寿命延伸プランの重点取組に位置づけられたことから、県や市町、関係団体と連携して、地域のフレイル対策に取り組むとともに、高齢者の通いの場等で指導的な役割を果たせる人材の育成等を行う。

また、令和2年度に県からの委託事業で作成したフレイル予防指導リストの効果的な活用を図る他、高齢者の通いの場等で指導的な役割を果たせる人材の育成等を行う。

- ・市町及び（一社）栃木県医師会、（一社）栃木県歯科医師会、栃木県後期高齢者医療広域連合などと連携し、県民の栄養改善、栄養に関する健康対策の推進に幅広く寄与する。

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、管理栄養士・栄養士の支援体制の整備を図る。

・栄養指導のための関係機関・団体等との協力事業として、保健・福祉関係団体が行う健康関連講習会へ講師の派遣等を行う。

④ 災害対策に係る体制整備等の推進を図る。

令和2年9月に「災害時における医療救護活動に関する協定」を県と締結し、自治体等からの依頼に対し、または自主的活動として、迅速に被災県民への栄養相談をはじめとした支援活動を行う基本条件が整備された。さらに、令和6年能登半島地震の対応から保健医療従事者の災害救助等活動に対する国・県の費用負担の取扱いが拡充された。これらを踏まえ個々具体的な緊急時対応の体制整備を早急に進める。

また、災害時に実際に活動できる人材として、会員を対象としたJDA-DATスタッフ研修を行い人材育成を図る。